

第21号議案

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の旅費に関する条例 (昭和27年島根県条例第11号) の一部を次のよ
うに改正する。

第 1 条第 1 項中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例 (昭和26年島根県条例第 1 号) の一部を次のよ
うに改正する。

第 1 条の見出し中「及び効力」を削り、同条第 1 項中「第24条第 6 項」を
「第24条第 5 項」に改め、同条第 2 項を削る。

第 3 条第 4 項中「級別標準職務表を基準として、」を「級別基準職務表に定
めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の
職務で」に改め、「で定める」の次に「ものは、それぞれの職務の級に分類さ
れるものとする」を加える。

別表第 6 中「行政職給料表級別標準職務表」を「行政職給料表級別基準職務
表」に、「

標 準 職 務

」を
「

基 準 職 務

」に改め、同

表 1 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」
を削り、同表 2 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当
する職務」を削り、同表 3 級の項から 9 級の項までの規定中「又はこれに相当
する職務」を削る。

別表第 7 中「公安職給料表級別標準職務表」を「公安職給料表級別基準職務

表」に、「標準職務」を

「基準職務」に改め、同

表 1 級の項中「又はこれに相当する職務」を削り、同表 2 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれに相当する職務」を削り、同表 3 級の項から 9 級の項までの規定中「又はこれに相当する職務」を削る。

別表第 8 を次のように改める。

別表第 8 (第 3 条関係)

海事職給料表級別基準職務表

職務の級	基準職務
1 級	中型船舶 (1 種) (人事委員会規則で定める船舶をいう。以下同じ。) の甲板員の職務
2 級	中型船舶 (1 種) の二等航海士若しくは甲板長又は困難な業務を処理する甲板員の職務
3 級	中型船舶 (1 種) の一等航海士又は困難な業務を処理する二等航海士若しくは甲板長の職務
4 級	中型船舶 (1 種) の船長若しくは機関長又は困難な業務を処理する一等航海士の職務
5 級	中型船舶 (1 種) の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務

別表第 9 中「研究職給料表級別標準職務表」を「研究職給料表級別基準職務

表」に、「標準職務」を

「基準職務」に改め、同

表 1 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」

を削り、同表 2 級の項中「若しくは高度の」を「又は高度の」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表 3 級の項から 5 級の項までの規定中「又はこれに相当する職務」を削る。

別表第10中「医療職給料表(1)級別標準職務表」を「医療職給料表(1)級別基準職務表」に、

「

標 準 職 務

」を

「

基 準 職 務

」に改め、同

表 2 級の項から 4 級の項までの規定中「又はこれに相当する職務」を削る。

別表第11中「医療職給料表(2)級別標準職務表」を「医療職給料表(2)級別基準職務表」に、

「

標 準 職 務

」を

「

基 準 職 務

」に改め、同

表 1 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表 2 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表 3 級の項中「又はこれに相当する職務」を削り、同表 4 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれに相当する職務」を削り、同表 5 級の項から 7 級の項までの規定中「又はこれに相当する職務」を削る。

別表第12中「医療職給料表(3)級別標準職務表」を「医療職給料表(3)級別基準職務表」に、

「

標 準 職 務

」を

「

基 準 職 務

」に改め、同

表2級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表3級の項中「職務若しくは」を「職務又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表4級の項から7級の項までの規定中「又はこれに相当する職務」を削る。

別表第13中「高等学校等教育職給料表級別標準職務表」を「高等学校等教育職給料表級別基準職務表」に、

「

標 準 職 務

」を

「

基 準 職 務

」に改める。

別表第14中「中学校及び小学校教育職給料表級別標準職務表」を「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表」に、

「

標 準 職 務

」を

「

基 準 職 務

」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第3項中「が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する」を「の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の号給別基準職務表に定める号給に決定するものとする。この場合において、2号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない」に改め、同項に次の2表を加える。

(1) 第1号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号給	基 準 職 務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者が

5	その知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

(2) 第2号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号給	基 準 職 務
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8

号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第2項中「特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する」を「その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度等に応じて、次の号給別基準職務表に定める号給に決定するものとする。この場合において、2号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない」に改め、同項に次の表を加える。

号給	基 準 職 務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務

(島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成16年島根県条

例第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第8条 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第9条 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第2項中「高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表(別表第2)を基準として、」を「高等学校等教育職給料表級別基準職務表(別表第2)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で」に改め、「で定める」の次に「ものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」を加える。

別表第2中「高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表」を「高等学校等教育職給料表級別基準職務表」に改め、同表第2号中「、若しくはこれに相当する職」を削る。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「これを」を「、これを」に、「とする」を「という」に、「級別職務分類基準表を基準として、」を「級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で」に改め、「で定める」の次に「ものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」を加える。

別表第2中「中学校及び小学校教育職給料表級別職務分類基準表」を「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表」に改め、同表第2号中「若しくはこれに相当する職」を削る。

別表第3中「医療職給料表(2)級別職務分類基準表」を「医療職給料表(2)級別基準職務表」に改める。

別表第4中「行政職給料表級別職務分類基準表」を「行政職給料表級別基準職務表」に改める。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第12条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第13条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。